

寄り添う対策、国の責任で

藤野責任者
ら
政府要請

「共同支援センター」の藤野やすふみ責任者（日本共産党前衆院議員）、黒梅明事務局長、佐藤まさゆき党県議らは8日、政府への申し入れ（要請）をおこないました。国会議員団から予算委質問直前の井上さとし参院議員、宮本たけし衆院議員が同席。田村貴昭衆院議員も激励に駆けつけました。

被災地の切実な住民要求をぶつけ、実行を迫る

政府要請では、「支援センター」の要望項目に対して、各省庁の担当者から回答。それを踏まえて、この間経験したこと、生の被災者の声をぶつけました。

緊急解体や塀などの撤去は、「市町側が『これは災害廃棄物として扱おう』と判断すれば撤去対象となる」ことや被災者生活再建支援金の上乗せ対象（半壊以上の8割を見込んでいる）ことなど、一定程度、具体化した回答もありました。

困難を乗り越えるイニシアチブ発揮を
藤野氏が国に強調

問題は、政府の側から「色々な課題があって進まない」旨の発言が複数あったこと。被災者・被災地は、まさにその「色々な課題」に苦しめられていて、これを乗り越えなければ被災者が求める支援にはなりません。

藤野氏らは、「課題は明らか。それを乗り越えるために何をすることが問われている。国のイニシアチブが不可欠だ」と強く迫りました。

支援センターとして被災者の声を直接届ける第一歩となりました。要請で得た中身を被災者にも届けながら、引き続き頑張ります。

◆次項に詳報◆



“避難所がある限り、国が救助法を打ち切ることはない”(内閣府)

「避難所つぶし」許さず、改善・充実こそ

共同支援センターが8日実施した政府要請について、政府の回答の概要をお知らせします(文責・編集部)

〔問〕「現に救助を必要」とする限り、救助の実施期間は延長すべき

内閣府：避難所がある限り、救助は必要であり、途中で打ち切るようなことはしない。市町村の判断もあると思うが、政府としては実態に即して対応していく。

〔問〕あたたかい食事、水の供給など政府の「避難所ガイドライン」の実行に責任を持つ

内閣府：管理栄養士の避難所への派遣など、避難者の健康管理に努力している。2月末に、被災自治体あてに栄養士ら専門職員の配置を促す事務連絡を出した。費用は救助法の対象であり国の負担で進める。

支援センター：一片の通知で済まされる話ではない。あたたかい食事を避難者自身が給仕している現場が、いくらでもある。国のガイドラインに照らして避難所を総点検し、ただちに是正すべき。応援職員の宿泊場所がないというなら、今回ボランティア宿泊用に穴水町に設置した体育館キャンプのような手だてを取るべきではないか。

内閣府：宿泊所は派遣元の全国の自治体が確保することになっており、政府からは(ボランティアセンターのような場所を使えとは)言えない。現地は上下水道も復旧しておらず、いろいろと困難が・・・。

支援センター(藤野)：現地にいろんな困難があることはわれわれも承知している。それを乗り越えて被災者を助けるのがみなさん(政府)の仕事ではないのか。現地と一体で、政府が困難を乗り越える集中的努力を。

〔問〕罹災証明の発行を急げ

内閣府：奥能登6市町の申請5万1千件に対し3/7時点で4万1千件を交付した。努力している。

支援センター：まだ申請していない人も多い、罹災証明は生活の基礎、急いで。(内閣府：引き続き努力。)

〔問〕被災家屋の公費解体のスピードアップを、また、塀・擁壁・樹木も対象とすべき

環境省：家屋の被害認定など、今の仕事が一段落すれば、応援職員を解体・撤去に回せるようになる。国としては、市町村が「危険」と認めれば塀・擁壁・樹木も「緊急解体」の対象にしてよいと県には連絡済みだ。

支援センター：国は「現場の実情を踏まえて」柔軟に対応して良いというのが、県や市町村は初めての経験で、マニュアルどおりの対応しか考えられないのでは。3カ月後には梅雨・豪雨シーズンに入る。国の支援を急いでほしい。

〔問〕仮設住宅確保は、「県外の公営住宅頼み」ではなく、地元への建設型応急仮設の大量供給を

国交省：(希望者約7900戸にたいし)3月末までに4600戸の着工、6月末までの完成をめざしている。これは計画通りにすすめば、熊本地震のペースを上回るスピードとなる。

支援センター：そもそも足りていないではないか。ほとんどの避難者は、今回の地震でバラバラになったが、仮設住宅を地元につくってもらい、昔からの人間関係のなかで生活再建、復旧・復興をはかるよう願っている。避難住民の要望を聞いて、小さな集落単位の設置を重視してほしい。

(国交省：「努力する」)

〔問〕「新たな交付金制度」は①所得や年齢の制限をなくし、②奥能登「6市町限定」の垣根をはずせ

厚労省：①交付基準は高齢者・障害者のいる世帯に加え「資金借入や返済が容易でないと見込まれる世帯」、たとえば児童扶養手当受給世帯やローン残高がある世帯も支給対象とし、これにより対象地域の約8割の世帯をカバーできると想定している。(支援センター：そこまで広げられるなら制限を全廃せよ)

②奥能登6市町に限定したのは、被害の深刻さを踏まえ、総理が決断した。それ以外の市町には県が自宅再建利子助成事業を検討している。

支援センター：個々の家屋被害の住所で線引きする理屈は立たない。今回の地震のすべての被災家屋に、等しく同じ支援制度を適用すべきと強く要求する。